

## 令和 8 年度スタートアップ促進等委託業務 業務仕様書

### 1 委託業務の概要

- (1) 業務件名及び数量  
令和 8 年度スタートアップ促進等委託業務 一式
- (2) 履行期間  
契約日から令和 9 年 3 月 25 日（木）まで

### 2 委託業務の目的

若者・女性の起業家やスタートアップの成長促進とともに、若者・女性の起業のきっかけ作りを図るため起業・スタートアッププログラムを実施するもの

### 3 委託業務の内容

#### (1) ピッチ大会・交流会の開催

若者・女性の起業家やスタートアップの成長促進とともに、若者・女性の起業のきっかけ作りを図るため、ピッチ大会・交流会を開催すること

ア 岩手県内で 1 回開催すること。

イ ピッチ登壇者の募集については、県内在住で申込時 39 歳以下の若者、女性を中心に、起業準備中から起業 5 年以内の者を募集すること。

ウ 受託者においてピッチ登壇者の選定を行うこと。登壇者の選定は申込時 39 歳以下の若者、女性を優先すること。

エ 受託者においてウェブサイトでの告知や県と連携した周知など、効率的・効果的な広報に務めること。

オ 受託者において、登壇者のピッチ資料や内容について、大会前に 1 回以上ブラッシュアップを行うこと。

カ 登壇者に対し、ピッチ大会・交流会終了後の登壇者のビジネスモデルのブラッシュアップを支援すること。

キ オンライン開催の実施など、県民や起業を志す若者・女性への認知や参加がしやすいものとする

ク 具体的な内容及び開催日程は県と協議の上、決定すること。

ケ 参加者の費用負担は無料とすること。

コ 登壇者及び参加者に対しアンケートを実施し、取りまとめた資料を県に提出すること。

### 4 業務完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務完了報告書（一式）を県に提出し、完了検査を受けるものとする。

#### (1) 業務完了報告書の内容

ア ピッチ大会・交流会の開催

- ・ 各回の実施内容等の概要、参加者への配布資料
- ・ 登壇者及び参加者名簿、アンケート結果

#### (2) 提出期限

令和 9 年 3 月 25 日（木）

### 5 留意事項

- (1) 個人情報の保護

受託者は、この契約により知り得た個人情報を、県の承諾なしに第三者に提供してはならないものとする。

**(2) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。

**(3) 再委託等の制限**

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により、再委託の内容、再委託先（商号または名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないものとする。

**(4) 権利の帰属**

本業務の実施により制作された成果品の所有権に関する事項等については、原則として県に帰属するものとする。

**(5) 施設の管理義務**

施設の運営管理に当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって施設の維持管理に努めるものとし、受託者の故意又は過失により、施設及び設備を破損又は滅失したときは、受託者は直ちに原状回復し、その損害を賠償しなければならない。

**(6) その他**

本業務を実施するに当たり、本仕様に疑義等が生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。また、詳細な契約条件については、契約締結時に定めるものとする。

受託者は、県が行う本委託業務終了後の効果測定に協力すること。